

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
自家用電気工作物定期点検	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年10月1日	河野電気管理事務所 広島県安芸郡府中町本町1丁目2番34-1号	1,815,000円 (消費税を含む)	専門的な知識・技術・能力による業務であり当院電気設備を熟知していることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
感染性医療廃棄物収集処分業務	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年5月1日	株式会社衛生センター 岡山県岡山市南区福吉町31-24	25.3円/L (消費税を含む)	前契約業者が契約期間中に事業継続困難となったことにより同一条件で業務引継ぎが可能なことに合わせ信頼のおける業者である為	概算年間排出量:1,600000L
防火設備定期検査	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年7月27日	能美防災株式会社中国支社 広島県広島市東区矢賀新町4丁目5番26号	1,771,000円 (消費税を含む)	当該業務の契約業者は消防設備の保守管理業者であり業務効率上契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
庭園及びメモリアルパーク緑地管理業務	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	株式会社広田造園 広島県広島市西区己斐上1丁目14番3号	1,430,000円 (消費税を含む)	専門的な知識・技術・能力による業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
院内清掃及び感染性医療廃棄物院内収集業務	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和3年4月1日	株式会社不二ビルサービス 広島県広島市西区楠木町4丁目8番12号	112,860,000円 (消費税を含む)	競争に付した結果落札者がいなかった為再々度の入札を行ったが落札者がいなかった為(日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
院内ボイラー運転管理及び施設管理業務	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	株式会社不二ビルサービス 広島県広島市西区楠木町4丁目8番12号	22,440,000円 (消費税を含む)	専門的な知識、技術、能力による業務であり、当院施設設備を熟知した唯一の業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
手術室空調設備機器保守点検	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	株式会社エフエスユニ 広島営業所 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号	3,740,000円 (消費税を含む)	当該設備設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
垂直層流無菌病室ユニット保守点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	株式会社エフエスユニ 広島営業所 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号	5,500,000円 (消費税を含む)	当該設備設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
非常用発電装置点検業務(東棟)	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	株式会社カワサキマシンシステムズガスタービン統括本部サービス本部西部事業所 兵庫県明石市川崎町1番1号	8,492,000円 (消費税を含む)	当該設備設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
セキュリティシステム保守点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	株式会社クマヒラ中四国支社 広島県広島市中区本通7-26	2,763,200円 (消費税を含む)	当該セキュリティシステム構築業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
ナースコールシステム統合保守	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	株式会社ケアコム広島支店 広島県広島市南区金屋町2-15KDX 広島ビル3F	1,100,000円 (消費税を含む)	当該設備製造及び設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
排水処理設備保守点検	広島赤十字・原爆病院 事務部施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	西日本三建サービス株式会社 福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目4番5号	1,060,000円 (消費税を含む)	当該設備設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
空調設備機器清掃点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	ダイダン株式会社中国支店 広島県広島市中区加古町2番22号	25,410,000円 (消費税を含む)	当該設備設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
電話交換設備保守点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	中国電設工業株式会社 広島県広島市中区千田町3丁目10番5号	3,102,000円 (消費税を含む)	当該設備設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
中央棟冷温水機保守点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	テクノ矢崎株式会社中国営業所 岡山県倉敷市中島1004	1,628,000円 (消費税を含む)	当該設備製造及び設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
自動制御設備保守点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	パナソニックLSエンジニアリング株式会社中国・四国支店 広島県広島市中区中町7番1号パナソニック広島中町ビル6F	1,067,000円 (消費税を含む)	当該設備のシステムプログラム構築及び設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
中央監視設備保守点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	パナソニックLSエンジニアリング株式会社中国・四国支店 広島県広島市中区中町7番1号パナソニック広島中町ビル6F	2,013,000円 (消費税を含む)	当該設備のシステムプログラム構築及び設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
空調設備機器保守点検	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 広島県広島市中区大手町2丁目11番10号	7,910,100円 (消費税を含む)	専門的な知識、技術、能力による業務であり、当該空調設備を熟知した業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
昇降設備保守点検業務	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 広島県広島市中区大手町2丁目11番10号	9,020,000円 (消費税を含む)	当該設備の設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
非常用発電装置点検業務(中央棟・南棟)	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年4月1日	三菱ふそうトラック・バス株式会社中国ふそう広島支店 広島県広島市安芸郡坂町北新地1丁目4番79号	1,518,000円 (消費税を含む)	当該設備の設置業者であり、同社でなければ総合的な保守管理ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
北棟屋内消火栓ポンプ更新工事	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年5月13日	西日本三建サービス株式会社中国営業所 広島県広島市中区白島町7番17号	2,420,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
中央棟医療用吸引ポンプ更新工事	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年6月14日	エア・ウォーター防災株式会社 広島県広島市南区段原南1丁目3番53号	8,250,000円 (消費税を含む)	契約業者は当該設備の設置工事及び保守管理業者であり、適切に工事を行うに必要な人員、知識技術を有している唯一の業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
東棟引き戸破損箇所修繕	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年8月17日	株式会社フジタ広島支店 広島県広島市中区鞆町13-15	1,210,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
南棟2階検査室エアコン増強	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年8月23日	ダイダン株式会社中国支店 広島県広島市中区加古町2番22号	2,200,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
薬剤混合調整ロボット導入に伴う吸排気設備改修	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年11月15日	ダイダン株式会社中国支店 広島県広島市中区加古町2番22号	5,500,000円 (消費税を含む)	契約業者は当院における新築工事の施工業者であり、当院の施設設備等を熟知していることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
薬剤混合調整ロボット導入に伴う建築物工事	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年11月15日	株式会社フジタ広島支店 広島県広島市中区鞆町13-15	1,386,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
手術室ルーム10感染症対応(陰陽圧切替)工事	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年11月22日	株式会社エフエスユニ 広島営業所 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号	7,700,000円 (消費税を含む)	契約業者は当該設備のシステム開発、設置工事および保守管理業者であり、適切に工事を行うに必要な人員、知識技術を有している唯一の業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
中央棟5階車いす対応トイレ増設工事	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年11月30日	株式会社フジタ広島支店 広島県広島市中区鞆町13-15	1,243,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
東棟6階監視カメラ等移設工事	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和4年11月30日	株式会社サンテック 広島支社 広島県広島市中区大手町5丁目3番18号	1,100,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
アイソレーターHEPAフィルター交換	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和5年1月30日	ティーエスアルフレッサ株式会社 広島県広島市西区商工センター1丁目2番19号	1,262,272円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
東棟空調用チラーおよびエアコン圧縮機交換	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和5年3月13日	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 広島県広島市中区大手町2丁目11番10号	6,000,192円 (消費税を含む)	契約業者は当該設備の保守管理業者であり、適切に工事を行うに必要な人員、知識技術を有している唯一の業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
歯科口腔外科診察台増設に伴う改修工事(建築)	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和5年3月16日	株式会社フジタ広島支店 広島県広島市中区鞆町13-15	1,221,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。



別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
歯科口腔外科診察台増設に伴う改修工事(給排水衛生設備)	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和5年3月16日	西日本三建サービス株式会社中国営業所 広島県広島市中区白島町7番17号	1,210,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
泌尿器科外来トイレ改修工事(建築)	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和5年3月29日	株式会社フジタ広島支店 広島県広島市中区鞆町13-15	5,225,000円 (消費税を含む)	契約業者は当院における新築工事及び増改築工事の施工業者であり、当院の施設設備等を熟知していることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
泌尿器科外来トイレ改修工事(給排水衛生設備)	広島赤十字・原爆病院 事務部 施設課 広島県広島市中区千田町1丁目9番6号	令和5年3月29日	西日本三建サービス株式会社中国営業所 広島県広島市中区白島町7番17号	2,090,000円 (消費税を含む)	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。